

平成28年 9月28日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

社会常任委員会

委員長 植木 隆信

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

#### 第76号議案 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、介護保険法及び指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 地域密着型サービスとは、市に指導監督権限があり、原則的に宗像市民のみが利用できる介護事業のことである。平成28年4月から、従前の通所介護の事業所のうち定員18人以下の小規模な事業所が、新たに地域密着型通所介護の事業所として県の管轄から市の地域密着型サービスに移行している。
- 2 本条例は、既存の条例に指定基準等を追加するものであり、市独自の

基準として基本方針と記録の整備について定め、それ以外の基準については国の基準に従うものである。

- 3 地域密着型サービスに移行したことで、事業所は運営推進会議を定期的に開催する必要がある。
- 4 地域密着型サービスへの移行によるサービス利用者の自己負担に変更はない。
- 5 県から市へ指導監督権限が移譲され窓口が市役所となったため、事業所、利用者ともに利便性が向上する。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。